

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 責任分担等に関する事項	1
4. 監督員及び主任管理員の権限	3
5. ○○△△△△△△	4
・	
・	
・	
・	
<u>20. シールドトンネルの技術情報に関する事項</u>	<u>20</u>
21. 現場のイメージアップ	21
・	
・	
・	
・	

20. シールドトンネルの技術情報に関する事項

受注者は、「シールドトンネル技術情報作成マニュアル 公益社団法人 土木学会 2011年6月」(以下「作成マニュアル」という)に則り、本工事で得られた技術情報を整理し、監督員に提出しなければならない。効率的に技術情報を整理するためには、シールド掘進前から準備しておくことが必要となる。

作成マニュアルは、土木学会 トンネル工学委員回 シールドトンネルデータベース運営部会のホームページ (http://committees.jsce.or.jp/tunnel/shielddb_riyou) より入手できる。

(1) 定義

本工事で得られた技術情報とは、シールドトンネルの工事概要から工事に関する図面や施工に関する資料、現場計測記録までを指す。詳細な内容は作成マニュアルに従う。

(2) 提出

受注者は、作成マニュアルに則り作成した記録媒体(資料-〇)を、しゅん功届提出予定の2週間前までに監督員に提出し、内容の確認を受けなければならない。

(3) 費用

作成マニュアルに則って行う技術情報の整理に必要な費用は、諸経費に含むものとし別途支払いは行わない。

(資料一〇)

